

沼津市議会

大規模災害対応指針

— 議員の災害対応行動マニュアル —

平成30年2月2日 議会運営委員会決定

平成30年2月2日 議長決裁

※この大規模災害対応指針及び議員の災害対応行動マニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

沼津市議会大規模災害対応指針

1 基本方針

大規模災害時には、議会本来の機能とは別に、特に、初期を中心に被災市民の救援と被害復旧のために、市当局と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、緊急時における総合的かつ機能的な活動を図るための体制整備として、大規模災害時の議会としての対応の基本方針を以下のとおり定める。

- (1) 沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速かつ円滑に
応急対策が実施できるよう、連携を図りながら必要な協力・支援を行うこと。
- (2) 国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取
組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と情報を共
有し、積極的に連携を図ること。
- (4) 市民への情報提供を積極的かつ適切に行うこと。

なお、大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて冷静かつ的確な対応を図るものとする。

2 基本的な災害対応

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を
するとともに、国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復
旧・復興の取り組みをバックアップする。
- (2) 議長は、副議長とともに、議会の災害対策に関する事務の統括にあたる。
- (3) 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、議長、副議長、
局長以下事務局職員で構成する「沼津市議会内情報本部（以下「議会内情報
本部」という。）」を設置し、その状況に応じて災害対策本部へ要請等を行う。

- (4) 議員は、地区自主防災組織と連携し、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- (5) 議員は、市当局が災害対応に専念できるよう、被災状況や被災者の要望等の情報提供については、議会内情報本部を経由する。

3 大規模災害とは

大規模災害の判断基準は、以下のとおりとする。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発表された場合
- (3) 大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮の特別警報のいずれかが発表された場合
- (4) その他重大な災害が発生し、災害対策本部が設置された場合

— 議員の災害対応行動マニュアル —

1 大規模災害時の対応

【初動期（災害発生から概ね24時間が経過するまで）】

(1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に市内で大規模災害が発生したときは、必要に応じて会議の休憩または散会を宣言する。
- ② 委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③ 議会事務局は、傍聴者の避難誘導その他安全確保のための対応を行う。
- ④ 議員は、状況確認後、原則退庁する。

(2) 休会中、閉会中等の対応

- ① 議員は、市内で大規模災害が発生したときは、沼津市議会大規模災害対応指針「3」に示す判断基準に従い、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
優先順位は次のとおりとする。

ア 議会事務局からの安否確認メールを受信後、速やかに回答を行う。

イ 電話により連絡する。

（議会事務局直通）055-934-4711

ウ 電話が繋がりにくく回線が使用不可能な場合は、メール、FAXにより連絡する。

（議会事務局 メールアドレス）gikai-jim@city.numazu.lg.jp

（議会事務局 FAX）055-931-1226

エ 最寄りの避難地に配備してある地域防災無線等から連絡する。

※市災害対策本部を経由し、議会内情報本部へ連絡する。

オ 前記（アからエ）が不可能な場合、災害伝言ダイヤル（171）に録音する。

- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や避難地、避難所への誘導等に最大限の協力をする。

(3) 議会の対応

- ① 議会事務局は、市内で大規模災害が発生したときは、議員へ安否確認メールを速やかに送信する。ただし、全議員が登庁している場合は、この限りではない。（議会内情報本部設置）

- ② 議会事務局は、安否確認メールの回答がない議員については、電話、災害時・緊急時の議員連絡用携帯メール、FAX等により議員の安否確認を行う。
- ③ 議会事務局は、議長及び副議長に、議員の安否を速やかに報告する。

【初動期経過後（議会が通常の機能を回復するまで）】

(1) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ議長（議会内情報本部）に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力をする。
- ③ 議員は、市民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的に提供する。
- ④ 議員は、市内で大規模災害が発生したときは、発生した日から起算して3日後（休日を含む）の午前10時に参集し、全員協議会を開催することを原則とする。

なお、議場、委員会室が崩壊し、使用できない場合の参集場所は、災害対策本部と同じ建物とし、以下の順とする。

- ア 駿東伊豆消防組合沼津南消防署 イ 市民文化センター
- ウ 市立図書館

(2) 議会の対応

- ① 議長及び副議長は、市内で大規模災害が発生したときは、災害発生から24時間経過後に登庁する。
- ② 議長は、被災情報を収集・整理し、災害対策本部へ提供する。
- ③ 議会事務局は、災害対策本部からの情報を速やかに議長及び副議長へ報告する。
- ④ 議長は、会派または議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ⑤ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、災害対策本部長等との連絡調整にあたる。
- ⑥ 議長は、議員からの情報のうち、以下の事項に該当するものは議会内情報本部に一本化し、議会として取りまとめるものとする。
 - ア 被災地域における復旧工事等の要望に関すること。

- イ 各避難所における運営方法等の要望に関すること。
- ウ 国、県に対する緊急要望の取りまとめに関すること。
- エ その他、議長が必要と判断した事項。

- ⑦ 議長は、被災の状況を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。
- ⑧ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行うとともに、早急に通常の議会機能が回復できるよう努めるものとする。
- ⑨ 議長は、通常の議会機能が回復できたと判断した場合には、議会内情報本部を解散する。

2 大規模災害に関する情報が発表された場合

議員は、テレビ、ラジオ等から最新の情報を得られるようにし、災害に対する備えの確認を行い、議長からの招集または行動指示があるまでは、自宅等で待機する。ただし、災害が発生した場合は、災害発生時の対応を行う。

3 参集または活動時の留意事項

(1) 服装・携帯品

防災活動に支障のない安全な服装とし、沼津市議会のビブスを着用する。また、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具等をできる限り携帯するとともに、個人用として食料、飲料水も携帯する。

(2) 交通手段

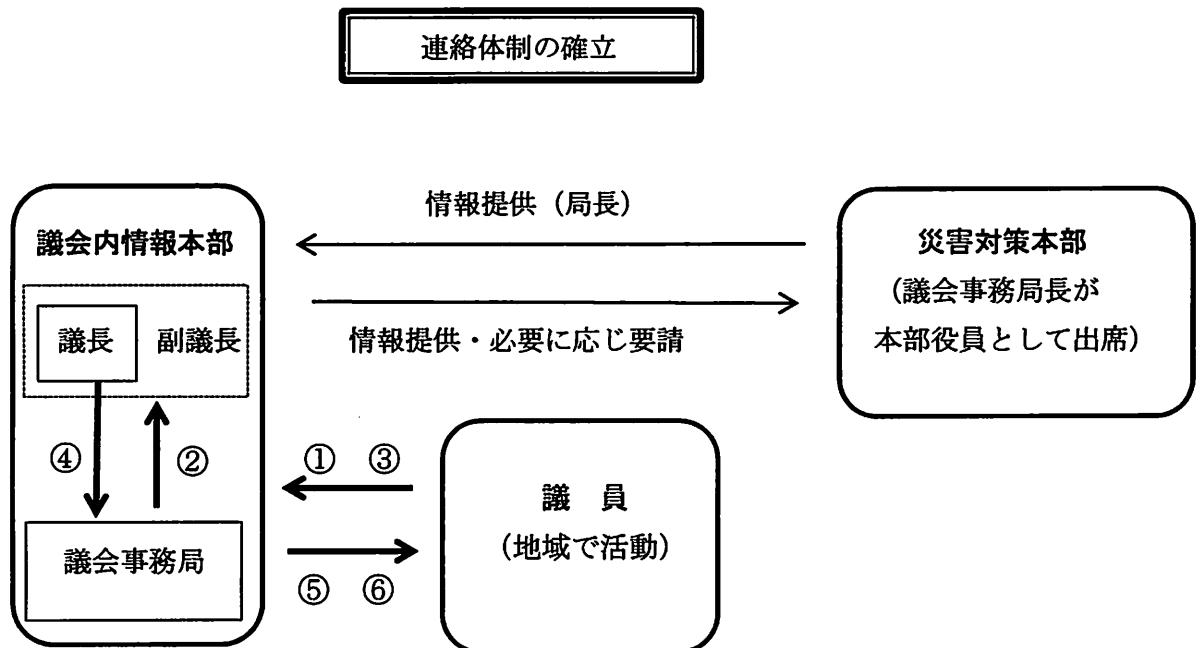
道路事情により自動車が使用できないことも予想されることから、その場合は徒歩、自転車、バイク等を利用する。

(3) 緊急措置

火災または人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助を最優先に適切な措置をとる。

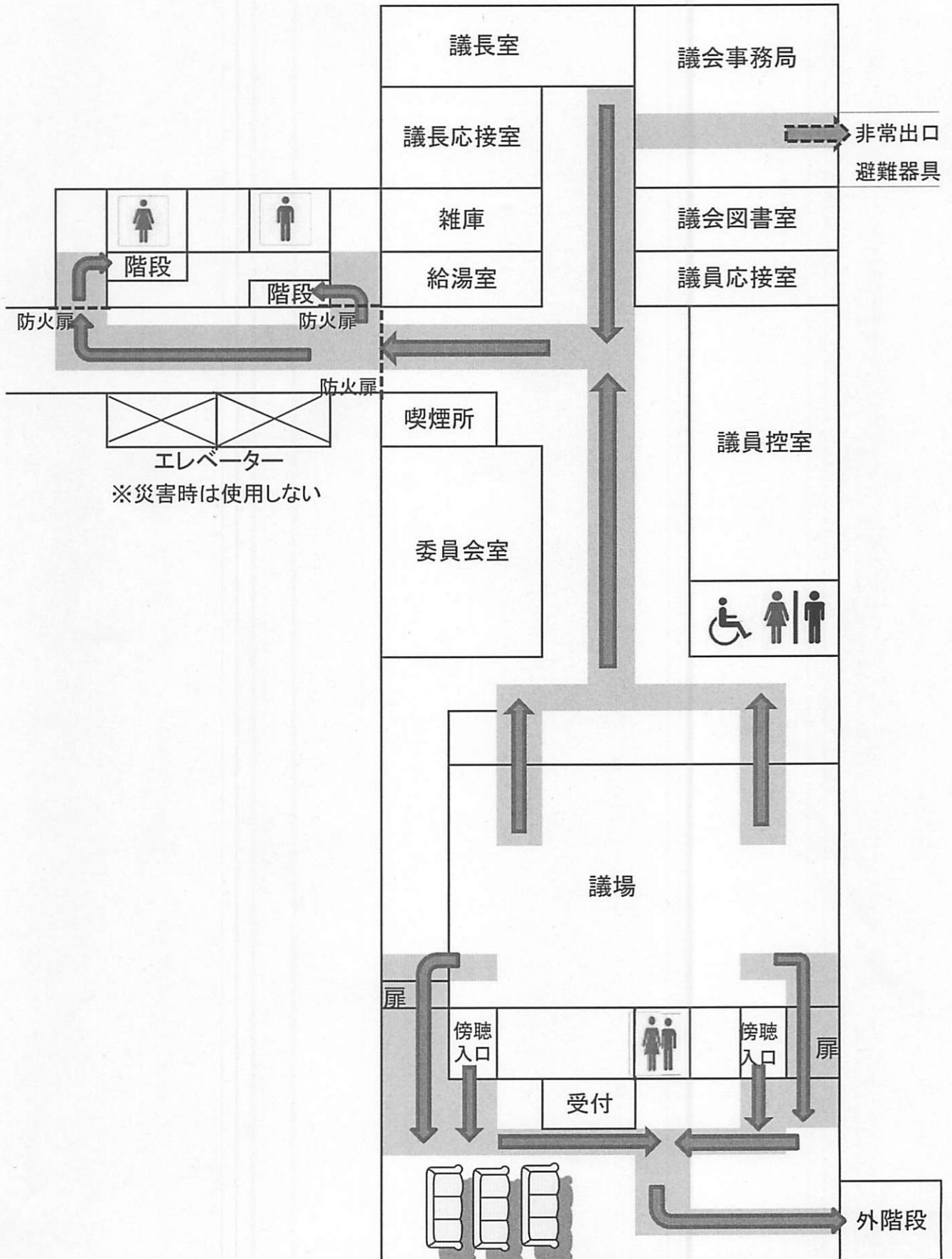
* 議長に事故等があるときは、下記の優先順で議長に代わり対応することとする。		
1 副議長	2 議会運営委員会委員長	3 総務委員会委員長

議会における大規模災害発生時の対応イメージ

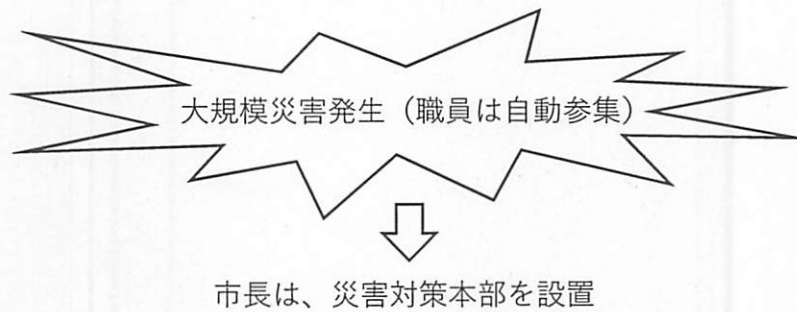


- ① 安否情報を議会内情報本部へ連絡
- ② 議長、副議長へ安否情報、災害情報を報告
- ③ 必要に応じ議会内情報本部へ地域の被災状況、要請事項等を報告
- ④ 議員への災害情報提供の指示
- ⑤ 議員への災害情報の提供
- ⑥ 必要に応じた登庁指示

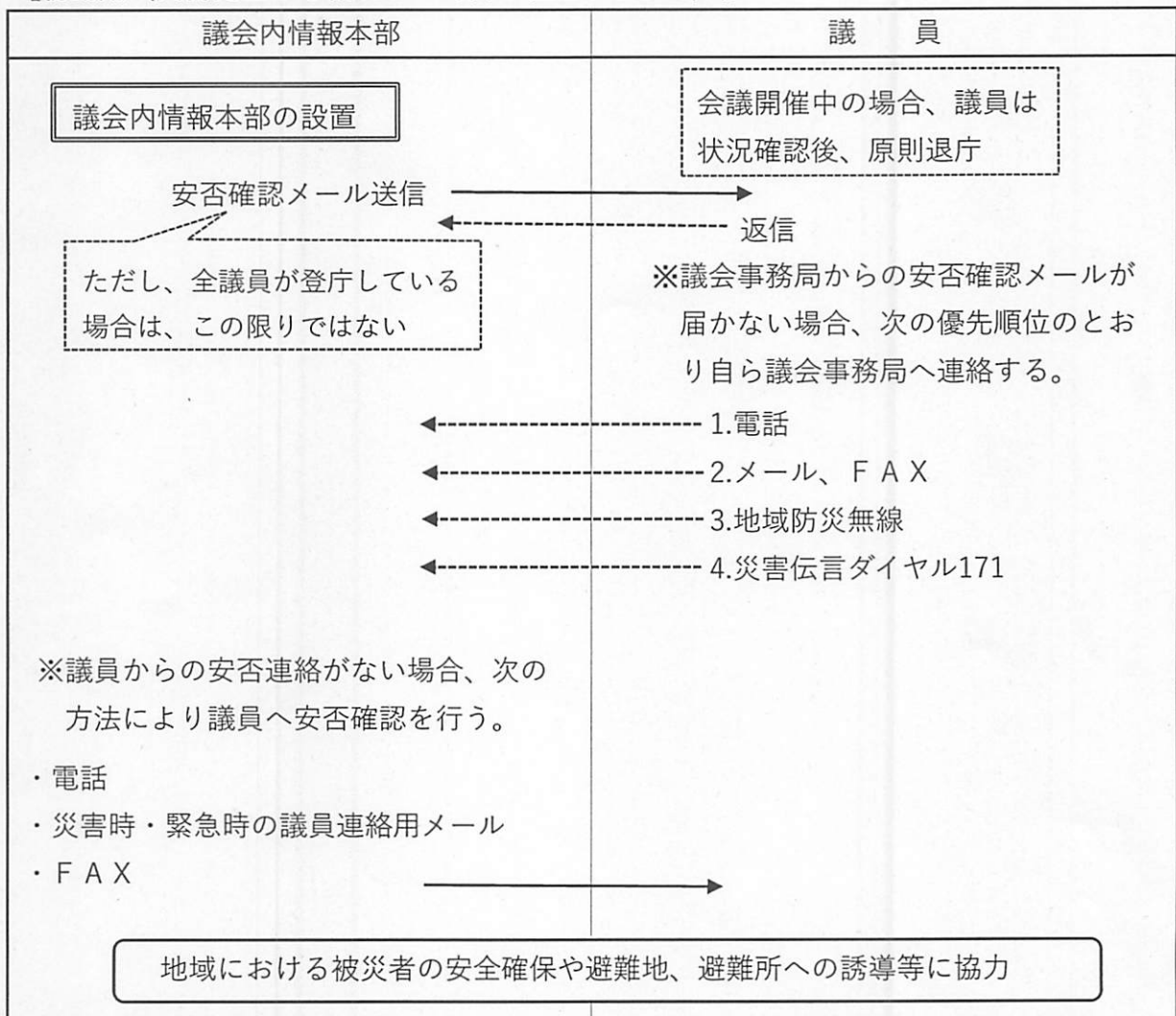
3階 避難経路 (地震・津波・火災時)



大規模災害時対応フロー



【初動期 (災害発生から概ね24時間が経過するまで)】



【初動期経過後 (議会が通常の機能を回復するまで)】

- ・自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立
- ・地域の被災情報や被災者の要望等の情報収集に努め、地域の一員として避難所支援などに協力

大規模災害が発生した日から起算して3日後の午前10時に参集